



## 第2部

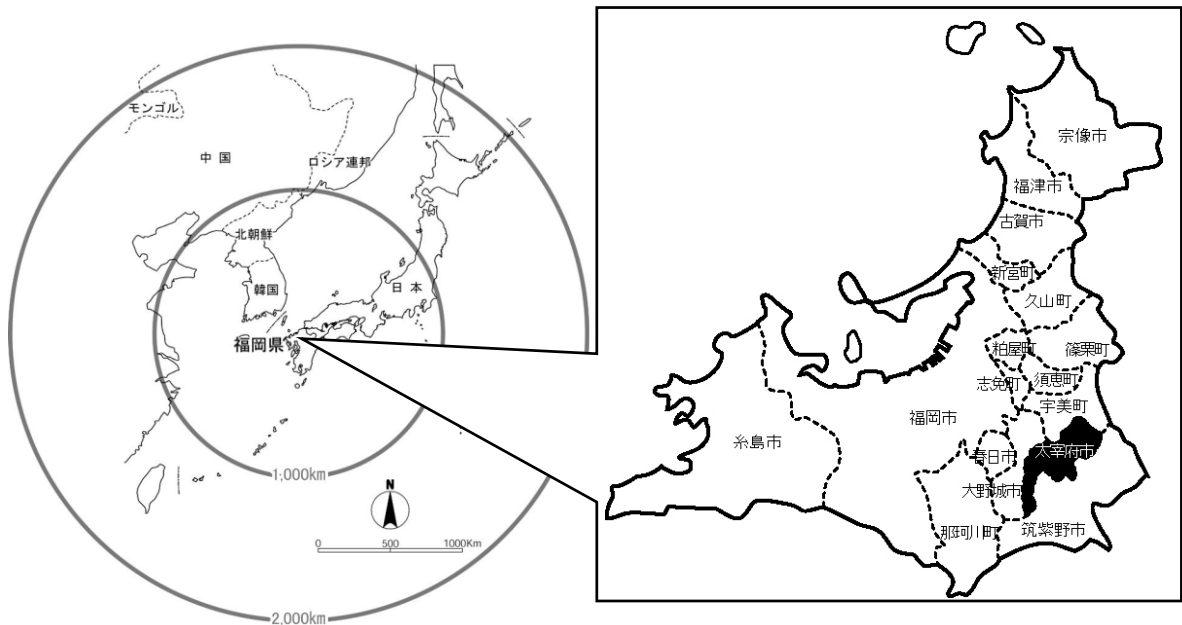
# 計画策定の背景と課題

# 第1章 太宰府市を取り巻く社会経済状況と環境問題の動向

## 1 社会経済状況

### (1) 東アジアに向けた福岡都市圏の発展

太宰府市が含まれる福岡都市圏は今後も人口増加が予測され、2011年には博多駅に九州新幹線が乗り入れるなど、交流人口のさらなる増加も見込まれます。また、東アジアとの人・モノの行き来も活発であり、太宰府市に近い福岡空港の機能強化も決定しています。太宰府市は、福岡都市圏の観光拠点の一つと位置づけることができ、同地域の東アジアに向けた発展を「人の交流」の面から支える役割を担っているといえます。



■東アジアの中の太宰府市

### (2) 全国的には人口減少時代が到来

日本全体の人口は減少局面に入りました。これは、全国的には、「人口が自然に増え、まちの活力が維持されていく時代」が終焉を迎えたことを意味しています。太宰府市においても、人口は漸増傾向にあるものの、いずれ減少に転じることが予想されることから、定住人口を極力確保するとともに、交流人口を増加させるための魅力あるまちづくりが、より重要になってくるものと考えられます。

※第五次太宰府市総合計画では、市の人口は平成22年9月末現在70,015人で、平成32年の目標人口を72,000人としています。

### (3) 超高齢社会の到来

全国的に高齢化率が急上昇し、我が国は平成19年に超高齢社会（高齢化率21%以上をいう）に突入しました。一方で、大規模集客施設の郊外立地等により高齢者等

が暮らしにくい社会になりつつあり、国や県はまちづくり三法<sup>※1</sup>の改正により、都市機能を集積したコンパクトシティ<sup>※2</sup>、歩いて暮らせるまちづくりの対応を始めています。これからは、まちのあり方を、高齢者や障がいを持っている人などが暮らしやすいものに変えていくことが、より重要になってくるものと考えられます。

#### (4) 自治体の投資余力の減少

人口の減少や高齢化の進展、低成長経済により、将来のまちづくりに向けての自治体の投資が減少すると予測されます。これからは、限られた財源の中で、まちづくりにおける真に重要な課題を見極め、計画的かつ重点的に取り組んでいく必要があります。

#### (5) 環境・景観・歴史に関する法制度の整備・充実

国、地域それぞれにおいて、環境・景観・歴史への取組がますます重要視されてきており、近年、そのための法制度が数多く整備・充実されています。環境分野においては、「生物多様性基本法」の制定（平成20年）や地球温暖化対策基本法案の検討など、景観・歴史分野においては、「景観法」の制定（平成16年）や「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律<sup>※3</sup>（歴史まちづくり法）」の制定（平成20年）などがなされています。また、「河川法」においては、治水、利水に加え、新たに「環境」が位置付けられています。

#### (6) 地域主権に向けた取組の本格化

「地域主権<sup>※4</sup>」に向けた取組が本格化しており、国はその早期確立のため、内閣府に地域主権戦略会議を設置しています。地域主権型社会とは、「補完性の原則<sup>※5</sup>」の考え方にもとづいて、住民に身近な行政が基礎自治体（市町村）にできる限り委ねられ、また、地域住民が自主的に地域の諸課題に取り組む社会とされています。

さらに、地域主権時代の地域経営においては、住民などに対して、「行政だけでなく、市民、自治会、NPO・ボランティア、学校、事業者などが積極的に公共的な財やサービスの提供主体として活躍する」という「新しい公共」を担うことが期待されています。

※1：まちづくり三法 平成18年（2006年）に改正された都市計画法、大規模小売店舗立地法、中心市街地活性化法を合わせて呼んだもの。地方都市で都市機能が無秩序に拡散し、中心市街地が衰退して、高齢者などが暮らしにくい社会になりつつあることに対応し、市街化調整区域などへの大型集客施設の立地規制の強化、中心市街地活性化への支援などを打ち出した。

※2：コンパクトシティ 徒歩による移動性を重視し、さまざまな機能が比較的小さなエリアに高密度に詰まっている都市形態のこと。

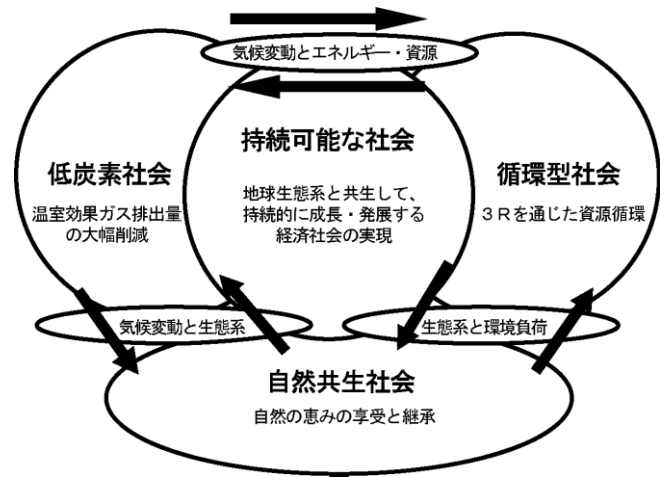
※3：地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律 この法律のもとで、歴史的風致の維持・向上の方針や文化財の保存又は活用に関する事項等を定めた「歴史的風致維持向上計画」を市町村が策定し、国の認定を受けることにより、歴史（文化財保護）や景観（街なみ環境整備や屋外広告物）等さまざまなまちづくりの事業に対して国の支援が受けられる。

※4：地域主権 自らの地域のことは自らの意思で決定し、その財源・権限と責任も自らが持つという、これからの地方自治のめざすあり方。

※5：補完性の原則 住民に身近な行政はできる限り基礎自治体に委ねることを基本とし、基礎自治体が担えない事務事業は広域自治体が担い、国は広域自治体が担えない事務事業を担うという考え方。

## 2 環境問題の動向

国の「21世紀環境立国戦略<sup>※1</sup>」では、地球規模の環境問題の三つの危機として、「地球温暖化の危機」、「資源の浪費による危機」、「生態系の危機」をあげ、これらに対応して『持続可能な社会』の構築が急務であるとしています。



### ■持続可能な社会に向けた統合的な取組

〔出典：21世紀環境立国戦略〕

#### (1) 地球温暖化問題の進展と低炭素社会形成に向けた取組

地球温暖化の危機

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）<sup>※2</sup>の第4次評価報告書によると、世界の平均気温はこの100年間に0.74℃上昇し、上昇のペースを速めています。また、気候システムに地球温暖化が起こっていると断定するとともに、20世紀半ば以降の気温上昇のほとんどは人為起源の温室効果ガス<sup>※3</sup>の増加による可能性が非常に高いとしています。

温室効果ガスの排出については、法的拘束力のある削減目標を定めた京都議定書が2005年（平成17年）に発効していますが、2009年（平成21年）に開催された気候変動枠組条約<sup>※4</sup>第15回締約国会議（COP15）では、世界全体の気温上昇を2度以内にとどめるために各国が行動すべきとする「コペンハーゲン合意」が作成されました。翌年、わが国は、同合意に基づいて、「すべての主要国による公平かつ実効性ある国際的枠組みの構築と意欲的な目標の合意を前提として、温室効果ガスを2020年までに1990年比で25%削減する」との目標を打ち出しました。

※1：21世紀環境立国戦略 国内外挙げて取り組むべき環境政策の方向を明示するものとして平成19年（2007年）に閣議決定された計画。低炭素社会、循環型社会、自然共生社会づくりの取組を統合的に進めていくことにより地球環境の危機を克服する持続可能な社会をめざす。

※2：気候変動に関する政府間パネル（IPCC） 昭和63年（1988年）に国連等により設立された国際機関で、地球温暖化に関する科学的・技術的・社会経済的な評価を行い、得られた知見を政策決定者をはじめ広く一般に利用してもらうことを任務としている。

※3：温室効果ガス 大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。平成9年（1997年）の第三回気候変動枠組条約締約国会議（COP3）で採択された京都議定書では、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の6物質が温室効果ガスとして排出削減対象となっている。

※4：気候変動枠組条約 大気中の温室効果ガスの濃度の安定化を究極的な目的とし、地球温暖化がもたらすさまざまな悪影響を防止するための国際的な枠組みを定めた条約。平成4年（1992年）に開催されたリオデジャネイロの地球サミットにおいて採択され平成6年（1994年）発効した。日本は平成5年（1993年）に批准。

また、地球温暖化のわが国への影響について国レベルなどで検討がなされており、「防災・水資源」、「森林・生態系」、「農業」、「健康」などさまざまな影響が出る事が明らかとなっています。地球温暖化によるこのような環境変化や影響への適応<sup>※1</sup>策を地域の特性に応じて検討することが急務となっています。

## (2) 循環型社会形成に向けた取組 **資源の浪費による危機**

循環型社会形成推進基本法<sup>※2</sup>が制定された平成12年から10年間で、循環型社会に向けた取組は進み、資源生産性（産業や人々の生活がものを有効に利用しているかを総合的に示す指標）、循環利用率（経済社会に投入されるものの全体量のうち循環利用量の占める割合を表す指標）は向上し、廃棄物の排出量や最終処分量は減少しています。

一方で、循環資源を巡る需要の状況変化など、この10年間と同様の取組を続けても、このままでは循環型社会が確実に構築されるとは必ずしもいいきれない状況にあることから、取組の質的变化が求められています。

## (3) 生物多様性の保全に向けた取組 **生態系の危機**

生物多様性条約<sup>※3</sup>事務局は、2002年（平成14年）に世界が合意した「生物多様性の損失速度を2010年までに顕著に減少させる」という目標は達成されなかったと平成22年に結論付けました。

日本でも生物多様性は危機に直面しています。平成22年3月に策定された「生物多様性国家戦略2010<sup>※4</sup>」では、日本の生物多様性の危機を、第1の危機（人間活動や開発による危機）、第2の危機（人間活動の縮小による危機）、第3の危機（人間により持ち込まれたものによる危機）と「地球温暖化の危機」として捉えており、それぞれの危機への対策の充実が必要とされています。

このような状況の中、2010年（平成22年）10月に、生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が名古屋市で開催され、生物多様性保全のための世界目標「愛知ターゲット」と生物多様性がもたらす遺伝資源の持続可能な利用の実現に向けた「名古屋議定書」が採択されるなど、国際的な取組が本格化しています。

〔平成22年度版 環境白書（環境省）などを編集〕

- 
- ※1：適応 地球温暖化対策の一つで、既に起こりつつある、あるいは起こりうる温暖化の影響に対して自然や人間のあり方を調整すること。もう一つの対策は、温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を抑制する「緩和」。
- ※2：循環型社会形成推進基本法 循環型社会の形成について基本原則を定め、並びに国、地方公共団体、事業者および国民の責務を明らかにするとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定、その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項を定める法律。
- ※3：生物多様性条約 正式名称は「生物の多様性に関する条約」。平成4年（1992年）に開催されたリオデジャネイロの地球サミットにおいて採択され翌年発効。日本は平成4年（1992年）に署名し翌年加盟。生物多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正な配分を目的としている。
- ※4：生物多様性国家戦略2010 生物多様性条約に規定されている生物多様性の保全と持続的利用のための国家的な戦略あるいは計画として、生物多様性基本法に基づき平成22年（2010年）に閣議決定された計画。



## 第2章 これまでの環境基本計画の評価など

第二次環境基本計画に基づいて実施した主な環境施策を以下のように評価しています。

### ●生活環境

施策項目	進展した取組	あまり進展しなかった取組
自動車交通の抑制	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「まほろば号<sup>※1</sup>」の路線を充実</li> <li>○「まほろば号」の利用促進のため、西鉄都府楼前駅前バス停を乗継所として効率化</li> <li>○国道3号関屋高架橋下パークアンドライド<sup>※2</sup>自動車駐車を開設、観光用駐車場については正月三箇日に確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自動車交通の抑制施策</li> </ul>
水質・土壌汚染物質の排出抑制	<ul style="list-style-type: none"> <li>○北谷・松川地区の下水道整備に着手</li> <li>○河川の水質検査を定期的実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○3年経過の下水道未接続世帯に対する接続促進</li> </ul>
ごみの排出抑制と資源化の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○分別収集計画に沿って紙製およびプラスチック製容器包装や飲料用紙パックの拠点回収等を実施</li> <li>○行政区に古紙等回収システム推進事業補助金を交付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ごみのポイ捨て防止などマナーアップを促進する施策</li> </ul>
廃棄物の不法投棄抑制	<ul style="list-style-type: none"> <li>○不法投棄対策として、監視カメラ、防止看板の設置による取組を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○不法投棄の抑制対策</li> </ul>

### ●自然環境

施策項目	進展した取組	あまり進展しなかった取組
すぐれた自然の保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大佐野ダム上流域の森林約33haを取得し、対象地の約24.0%を公有化</li> <li>○都市計画区域外を平成20年に準都市計画区域に指定</li> <li>○未耕作農地を市民農園に利用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大部分の公有化した森林や民有林の整備</li> <li>○特別緑地保全地区の指定</li> <li>○山間部での土採りなどの規制</li> </ul>

### ●快適環境

施策項目	進展した取組	あまり進展しなかった取組
みどり、水辺とのふれあいの確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○御笠川沿道の桜並木整備や親水整備が進展</li> <li>○道路整備時に街路樹を整備</li> <li>○大規模公園として高雄公園の一部にピオトープ<sup>※3</sup>を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○老朽化した公園施設の遊具等の更新</li> <li>○河川における、親水性や生物多様性に配慮した連続した整備</li> <li>○ため池の保全と活用</li> <li>○学校・事業所・工場と協働した緑化</li> </ul>

※1：まほろば号 ワンコイン（100円均一）運賃で市内の公共施設や観光地、駅などを循環し、高齢者や体の不自由な方にも楽に乗降できるコミュニティバス。平成22年（2010年）現在、西鉄都府楼駅前を乗り継ぎ拠点に六つの路線がある。

※2：パークアンドライド 鉄道などのターミナル駅の周辺の駐車場を整備・活用して、自家用車と公共交通機関との乗り継ぎ利便性を高めることにより、自動車利用を減らして公共交通機関利用を促進し、自動車からの環境負荷や市街地の渋滞緩和を軽減する方策。

※3：ピオトープ 本来、広く生物の生息空間を示す言葉。特に、都市内の事業所用地、校庭などに造成された生物の生息・生育環境空間をさして言う場合も多くある。

美しくゆとりのあるまちなみの創造	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成20年度に景観法に基づく景観行政団体となり、平成22年度に「景観条例」を制定し「景観まちづくり計画」を策定</li> <li>○区画整理事業地で地区計画によるまちなみ整備が進展</li> <li>○定期的な違反広告物撤去等を実施</li> <li>○毎月、道路美化作業を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○まちなみを損ねる屋外広告物等の規制</li> <li>○歴史資源や自然資源を結ぶネットワークの形成</li> </ul>
歴史と国立博物館を生かしたまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○毎年度6~7万㎡の史跡地公有化を実施し、公有化率52%を達成(平成21年度末現在)</li> <li>○「太宰府市民遺産」を提唱し、「市民遺産活用推進計画」を策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○門前町<sup>※1</sup>等の歴史的建造物の減失等の防止</li> </ul>

●環境学習等

施策項目	進展した取組	あまり進展しなかった取組
環境保全型行動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市内6小学校区に校区自治協議会が組織化され、それぞれに環境部会等も設置</li> <li>○いきいき情報センターに「太宰府市NPOボランティア支援センター」を開設</li> <li>○「花いっぱい運動<sup>※2</sup>」を実施</li> <li>○環境美化強調月間、クリーンデー、河川美化活動等を市民と行政との協働で実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○多くの市民、ボランティア等による環境まちづくり活動を実現するための仕組みづくり、場づくり、機会の提供の一体的実施</li> <li>○幅広い市民団体への活動支援</li> <li>○ボランティア支援センターの活動拡大</li> </ul>
環境教育・環境学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市と環境関係団体による野鳥観察会等を開催</li> <li>○キャンパスネットワーク会議において「キャンパスクリーンロード」を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○環境教育推進計画および環境教育マニュアルの作成</li> </ul>
環境情報の整備と提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「太宰府市の環境」を定期的に発刊し、環境測定結果等を記載</li> <li>○ごみ不法投棄場所をデータベース化</li> <li>○統合型の地理情報システム(GIS)<sup>※3</sup>の導入を検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○情報収集の一元的な収集・整理・提供体制の構築</li> <li>○専門家、大学等からの情報収集の連絡組織の設置</li> </ul>

●地球温暖化

施策項目	進展した取組	あまり進展しなかった取組
地球温暖化対策実行計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市の広報やホームページを中心とした啓発を実施</li> <li>○市役所職員の意識改革の取組を実施</li> <li>○公用車の一部をエコカーに買い換え</li> <li>○太宰府館<sup>※4</sup>建設時に太陽光発電<sup>※5</sup>設備を導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域省エネルギービジョンに掲げる省エネプロジェクト</li> <li>○市役所におけるエコカーへの買い換への計画的推進</li> <li>○太宰府館以降の太陽光発電等の自然エネルギー利用拡大</li> </ul>

- ※1：門前町 太宰府市歴史まちづくり計画においては、中世から太宰府天満宮周辺に形成された町をさす。太宰府天満宮に奉仕する社家を始め関係者および参詣者を相手にする商工業者が集まることによって形成された。
- ※2：花いっぱい運動 来訪者を花で彩られたまちでおもてなしするため、また、市民が地域で協力して花で彩られた生活空間を創るため、市で推進している運動。水城跡や観世音寺には季節の花々が咲き、駅前や遊休地では地域のみなさんが花を育て、訪れる人々の目を楽しませている。
- ※3：地理情報システム(GIS) 地理空間情報を電子地図上で一体的に処理する情報システム。
- ※4：太宰府館 太宰府市地域活性化複合施設。貸し館事業および観光案内、自主的なイベント事業等を通して、市民と観光客の交流および滞留型観光の拠点となることを目的に管理運営を行っている。
- ※5：太陽光発電 シリコン半導体の光電効果を利用して、太陽の光を直接電気エネルギーに変換するもの。太陽エネルギーは無尽蔵であるほか、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)や汚染物質を出さないクリーンさが注目されている。

## 第3章 太宰府市の取り組むべき課題

### 生活、歴史、コミュニティ

#### 1 歴史のまちにふさわしい生活環境づくり、景観まちづくり

古代から続く歴史を誇る本市ですが、一方で「空き地などの雑草や樹木の繁茂」、「ごみの不法投棄」、「ペットの鳴き声やフンの始末」などの生活環境への不満が多く見られます。平成21年実施の市民意識調査によると、市民の環境に関するモラル（道徳）に対する満足度は19.3%とすべての環境分野の中で最も低くなっています。このような状況は、市民や来訪者が本市ならではの歴史的雰囲気を楽しむ、豊かな時間を過ごすことを阻害しています。市民の環境モラルの向上などにより、古代からの歴史にふさわしい生活環境・生活空間をつくっていく必要があります。

また、本市はすばらしい自然景観・歴史景観に恵まれていますが、一方で、「大規模で派手な色彩の建物や屋外広告物」が市内の多くの場所で目立ち、良好な自然・歴史資源を中心とした広がりのある歴史的風致が形成できていません。また、太宰府天満宮周辺の駐車場の増加による景観の悪化も指摘されています。自然・歴史資源を何気なく良好な景観が取り巻く、面としての風景づくりに市民や事業者と協働で取り組んでいく必要があります。

### 自然、歴史、協働、学習

#### 2 四王寺山、宝満山の自然・歴史景観の背景としての再生など

四王寺山は、市街地や大宰府<sup>\*1</sup>跡のみどりの背景として、本市ならではの自然的・歴史的景観を醸し出している大切な里山です。また、宝満山などその他の山々や田畑も水源涵養などの多面的機能を発揮しています。一方、樹林地や農地の面積は減少していて、四王寺山の竹林化など里山の荒廃も指摘されており、耕作放棄地も増加しています。宝満山の山麓には、大規模な土取り場もあり、自然景観の阻害要因となっています。

山林や田畑を保全するとともに、その質の向上や再生を図っていく必要があります。そのためには、市民、NPO、事業者など多様な主体の参加が強く求められます。また、四王寺山の再生などの取組に参加することは、市民の環境への理解を深め、市全体の地域環境力を高めることにつながることから重要です。

また、観世音寺をはじめとする社寺などには、多くの巨樹・古木や鎮守の森が残されていますが、市民団体が実施した調査によると、減少が報告されています。

これら巨樹・古木や鎮守の森<sup>\*2</sup>を、市街地におけるみどりの核として保全することが必要です。

※1：大宰府 「大宰府」と「太宰府」の名称については諸説あるが、現在は古代遺跡等の名称は「大宰府」、中世以降の行政地名等は「太宰府」として使い分けている。

※2：鎮守の森 神社の参道や社を囲むように植えられたり、残されたりしている樹林。



## 生活、地球、都市、経済

### 3 自動車交通問題への取組と良好な歩行空間づくり

本市における主要道路の自動車交通量や自動車保有台数は年々増加しているとともに、観光シーズンなどは特に自動車交通が多く、それらによる渋滞が見られます。さらに、自動車は、本市からの二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）※<sup>1</sup>の最大の排出源となっています。

その一方で、鉄道の乗降客数は全体的に減ってきており、安全で快適な歩行ネットワークの不足を指摘する市民の声もあります。また、観光地周辺での交通渋滞の背景として、門前町周辺への観光用駐車場の集中があげられます。

そのため、鉄道などの公共交通機関が利用しやすく、環境への負荷が少ない交通体系の構築が求められます。また、市民の生活の質を高めるとともに、観光客の回遊性を高め「観光地」としてのグレードアップを図るため、安全で快適に歩くことができる歩行空間の充実が必要となっています。

## 自然、都市、地球

### 4 御笠川やため池における親しめる水辺の創造、生物多様性の保全と地球温暖化による気候変動に適応した災害に強い川づくり

御笠川やその支流である大佐野川、鷺田川などは、市街地やその周辺にあって市民に自然のうるおいを与えてくれる貴重な場所です。また、市内にある40近くのため池とともに生態系ネットワークの中核となっています。しかし、つい最近まで、コンクリート三面張りの河川整備なども多く行われていたこともあり、川の雰囲気に関心がないなどの市民の声もあります。

一方、気候変動により、一度に降る雨の量が増大するなど、災害の強さが増すことが懸念されています。本市でも平成15年の「7・19豪雨災害」によって甚大な被害を受け、平成21年7月にも「中国・九州北部豪雨災害」が発生しました。

このようなことから、今後は、人が親しみやすく、生きものがすみやすい水辺づくりとともに、河川の治水機能の充実が、より求められており、環境と治水を両立した川づくりがますます重要になってきているといえます。

※1：二酸化炭素（CO<sub>2</sub>） 石炭、石油などを燃やすことにより発生する温室効果ガスの一つであり、大気中の濃度の増加が温室効果を促進するおそれがあるとして、発生量の抑制対策などが進められている。

## 地球、循環

## 5 生活都市としての低炭素型まちづくり、地域循環圏の形成

本市からの二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出量は増加しており、業務部門、自動車部門、家庭部門の増加が大きくなっています。

温暖化の原因となる温室効果ガス排出を抑制する取組として、家庭や事業所において、節電・節水・ごみ減量などの省資源・省エネルギー行動とともに省エネルギー設備の導入促進などが求められます。また、本市には戸建住宅が多いという特徴があり、住宅の断熱化や、太陽光などの新エネルギーの利用を各家庭で拡大していく必要があります。これに加えて、都市構造全体をコンパクトにすることで、自家用車の使用による二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出を低減させることも必要です。

また、平成 18～20 年度のごみ総排出量の変化率をみると、福岡県全体が 9.1%減であるのに対し、太宰府市は 7.1%減であり、太宰府市の減少率がやや低くなっています。

（出典：「福岡県における一般廃棄物処理の現況 平成 20 年度版」、「太宰府市の環境 平成 21 年度版」）

このようなことから、天然資源の消費を抑制し、環境負荷を低減する循環型社会の構築をめざして、周辺自治体と連携し、地域循環圏形成に取り組む必要があります。

## 協働、学習、コミュニティ

## 6 地域環境力の向上、環境まちづくりを通じた元気なコミュニティの形成

多くの市民、自治会、NPO・ボランティア、学校、事業者が環境保全活動に取り組んでいますが、「地域一斉清掃活動など地域の美化活動」への参加率をみると、学生などの若者や単身者、賃貸マンション居住者などの割合は低くなっているなど、環境保全活動にあまり取り組んでいない人もみられます。これらの人々の参加意欲を高め、自主的行動を促進する必要があり、行動促進のためには、「楽しく」「気軽に」環境情報を得たり、環境保全活動に参加できる手法が求められています。

また、平成 21 年実施の市民意識調査によると、市民の環境活動ごとの実施率は、太宰府市固有の環境に関する「四王寺山など里地・里山の管理活動」（3.9%）や「歴史的まちなみ景観の保存活動」（5.4%）の実施率が特に低くなっています。豊かな地域づくりのためには、太宰府市固有の環境と、その保全に取り組む住民の力が統合的に高まっていくような関係づくり、いわゆる「地域環境力」を高めることが重要です。

さらに、太宰府市が住み良い暮らしの場であり続けるためには、地域ごとに元気なコミュニティを維持・形成していく必要がありますが、現代は人と人のつながりの希薄化が懸念される時代です。一方、環境まちづくりは、色々な立場や考えの人が参加できる地域活動であることから、コミュニティづくりのために環境まちづくりを活用するといった逆転の発想も必要となっています。

## 協働、総合行政

## 7 環境まちづくりを進めるための市の推進体制構築

第一次および第二次の環境基本計画に基づき、さまざまな環境施策を推進してきており、一定の成果をあげた分野もある一方、課題となっている分野もあります。

計画に掲げた取組が進展しない理由の一つとして、推進体制の問題があります。推進体制においては、「市民、自治会、NPO・ボランティア、学校、事業者とのパートナーシップ体制」と「行政内部の体制」があり、それぞれの充実が求められています。

パートナーシップ体制としては、市と環境関係団体との連携・協働の枠組みづくり、活動の機会や場づくりなど、多様な主体と連携・協働した推進体制の構築が急務となっています。このため、市と多様な主体との対等な関係づくりを進めながら、市民や市民団体等の自発的な行動を促進する役割を担う人（ファシリテーター）、また、人や組織間の調整やネットワークづくりなどの役割を担う人（コーディネーター）を育てていくことがきわめて重要となっています。また、いつでも、だれでも、必要な環境情報にアクセスできる情報の整備も重要となっています。

一方、行政内部の体制としては、地球温暖化対策をはじめ、循環型社会の構築、生物多様性の保全、環境教育・学習の推進など、多岐にわたる環境施策に対応するための情報整備、環境政策立案等に重点を置いたヒト・モノ・カネの手当など、環境部門の充実・強化が求められています。また、市のさまざまな施策において、環境面から施策を推進し環境まちづくりを担保するため、施策間の横断的かつ総合的な推進体制の充実・強化を図ることが急務となっています。

